



## 斉藤さん堂々と意見陳述！ 報復処分撤回裁判控訴審第1回口頭弁論開催！

5月27日、東京高等裁判所で報復処分撤回裁判控訴審第1回口頭弁論が行われました。裁判所には50名の組合員・OBが結集し、斉藤さんが堂々と意見陳述を行いました。その要旨は

- ①地方裁判所で「減給処分は無効である」という判決を得たが、核心的な点は認められなかった。核心的な点は、管理者が「酒臭ないしは酒臭らしきものを感じた」と述べていることのみを依拠して懲戒事由にあたる「酒気帯び状態であった」と認定したこと。
- ②私は断じて「酒気帯び出勤」などしていない。当日、出勤してから多くの社員とあいさつしたり会話をしたが、誰一人として酒臭がするとは言われていない。また、乗務に必要な貸与品も会社から指示により所持し、業務として事故防止面談も行ったことから明らかだ。
- ③地方裁判所では、JR東海労と私にかけられた不当労働行為が認められなかった。私の処分は、10年ぶりに新たな組合員を迎えたことへの報復処分であり、管理者の恣意的な判断による懲戒権の濫用を許さないために控訴した。

## 組織拡大実現のため職場から闘いを強化しよう！

裁判終了後、弁護士会館で報告集会を開催しました。地本を代表して成田委員長は「地裁では勝利判決を得たが再度中味を確認することが必要だ」「斉藤さんへの処分は、組織拡大への報復であり控訴審ではこのことを認めさせる取り組みを強化し、そして組織拡大をめざしていこう」とあいさつしました。また、JR東海労本部、JR総連、新幹線地本OB会より連帯のあいさつと裁判プロジェクトより闘う決意が述べられ、長島弁護士、渡辺弁護士より裁判の課題が提起されました。

また、斉藤厚志さんは「多くの皆さんの参加があり感謝している」「意見陳述では裁判長の胸に届くように意見陳述した」「控訴審勝利に向け全力で闘う」と決意表明をうけ、団結ガンバローで報告集会は終了しました。



